

県内中高生を対象にした消費者教育・啓発ポスターコンテスト

～自立した消費者を育成～

▽契約の「未成年取り消し」制度

近年、消費者を取り巻く環境はめまぐるしく変化し、消費者問題は複雑、多様化しています。そのことは、若者にとっても例外ではありません。

民法第5条第2項には、契約に関して知識や経験の少ない未成年者が、親権者の同意を得ずに締結した契約については、「未成年者取り消し」の規定によってその契約を取り消すことができると規定されています。この規定があることで、業者側が、はじめから未成年を勧誘しない、というトラブル抑制の役割も果たしています。

しかし、成年年齢に達すると、消費者側の一方的な理由で契約を取り消すことが、容易にはできなくなります。一方、消費者として未熟なその年代の若者をターゲットにしている悪質な業者が存在し、現在の成年年齢に達した20代前半の若者がさまざまなトラブルに巻き込まれています。

▽令和4年4月に成年年齢引き下げ

このような現状の中、民法改正により、来年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。日本では、たいていの場合、高校3年生のうちに18歳の誕生日を迎えますので、同じ高校3年生のクラスの中に成年と未成年が混在することになり、同じような契約上のトラブルであっても、「未成年取り消し」の制度によって救われる生徒と、制度の適用を受けることができない生徒ができてしまうこととなります。

また、高校卒業と同時に親元を離れ一人暮らしを始める若者も多くいると思われませんが、これまでは、20歳で成年になるまで、高校を卒業してからも2年ほどの猶予がありましたが、これからは、一人暮らしを始めると同時に、成年として、厳しい現実と直面することになります。ですから、18歳成年を間近に控えた中学生、高校生に対する消費者教育がますます重要となってきたのです。

▽ポスター制作を通じて意識の向上を図る

県消費生活センターでは、令和元年度から、「消費者として安全安心な消費生活を送ることができる社会の実現」に向け、「主体的に判断し、行動する『自立した消費者』の育成」のため、県内の中高生を対象に、消費者被害の未然防止や消費者意識の向上を呼びかける「消費者教育・啓発ポスターコンテスト」を実施しています。中高生がポスターを制作することを通じて、消費者問題について深く知り、学ぶきっかけになることをコンテストの目標の一つとしています。併せて、制作してもらったポスターを活用し、多くの県民に消費者問題の課題を広めることも目標としています。

▽令和4年度コンテストの募集を開始

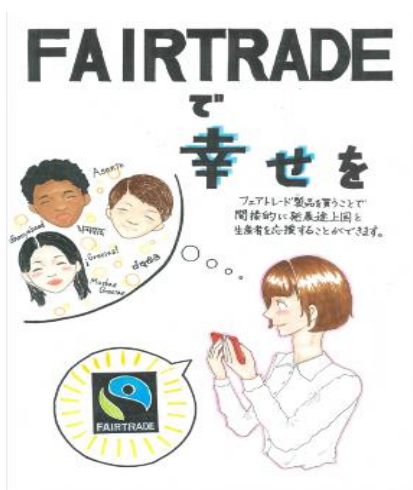
令和4年度の消費者教育・啓発ポスターコンテストは、「消費生活や消費者トラブルに関すること」をテーマに、①若者の消費者トラブル部門②高齢者の消費者トラブル部門③エシカル消費部門④製品安全部門の4部門で作品を募集します。応募資格は県内の中学生と高校生で、応募は学校（所属校）を通してのみ受付。応募期限は令和4年3月31日。ポスターのサイズはA3（縦横は自由）。部門ごとに各賞を選出し、応募されたポスターは県消費生活センターでその後の消費者教育や啓発に使用します。

問い合わせは県消費生活センター啓発担当係、電話0742(32)0621へ。詳しくはセンターのホームページ (<http://www.pref.nara.jp/1746.htm>) で確認してください。

筆者ひとこと

「自立した消費者による市民社会」を築けるよう、学校や家庭でも、消費者問題や成年年齢引き下げなどの話題を取り上げていただきたいと思います。(県消費生活センター)

令和2年度教育・啓発ポスターコンテストの各部門の最優秀賞作品



エシカル消費部門



高齢者の消費者トラブル部門



若者の消費者トラブル部門



製品安全部門